

# 公表用

2 建企第 6 3 6 号  
令和 3 年 3 月 9 日

各 位

長 崎 県 土 木 部

## 長崎県建設工事共通仕様書の改定について

標記について、令和 2 年 4 月版として適用しているところですが、諸基準の改定等に対応するため、下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

### 記

1. 改定図書 長崎県建設工事共通仕様書（令和 3 年 4 月）
2. 改定内容
  - ・工事の下請負についての表現見直し
  - ・受発注者間の情報共有についての新規追加
  - ・情報共有システムの利用についての表現見直し
  - ・JIS（日本産業規格）への名称変更

ほか「改定箇所一覧表」による

3. 適用年月日 令和 3 年 4 月 1 日以降に、入札執行通知または公告する工事から適用する。

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-3	<p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総則</b>  <b>第1節 総則</b>  <b>1-1-2 契約関係書類 29.</b>                      契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を經由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。</p>	<p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総則</b>  <b>第1節 総則</b>  <b>1-1-2 契約関係書類 29.</b>                      契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を經由して受注者から発注者へ、または<b>発注者から</b>受注者へ提出される書類をいう。</p>	条文修正
共-1-4	<p><b>1-1-2 既済部分検査 39.</b>                      既済部分検査とは、検査職員が、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p>	<p><b>1-1-2 既済部分検査 39.</b>                      既済部分検査とは、検査職員が、<b>契約書第39条</b>、第40条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p>	表記修正
共-1-4	<p><b>1-1-2 工事 45.</b></p>	<p><b>1-1-2 準備期間 45.</b>                      準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。</p>	条文追加
共-1-4	<p><b>1-1-2 工事 45.</b></p>	<p><b>1-1-2 工事 46.</b></p>	表記修正
共-1-4	<p><b>1-1-2 本体工事 46.</b></p>	<p><b>1-1-2 本体工事 47.</b></p>	表記修正
共-1-4	<p><b>1-1-2 仮設工事 47.</b></p>	<p><b>1-1-2 仮設工事 48.</b></p>	表記修正
共-1-4	<p><b>1-1-2 工事区域 48.</b></p>	<p><b>1-1-2 工事区域 49.</b></p>	表記修正
共-1-4	<p><b>1-1-2 現場 49.</b></p>	<p><b>1-1-2 現場 50.</b></p>	表記修正
共-1-4	<p><b>1-1-2 S I 50.</b></p>	<p><b>1-1-2 S I 51.</b></p>	表記修正
共-1-4	<p><b>1-1-2 現場発生品 51.</b></p>	<p><b>1-1-2 現場発生品 52.</b></p>	表記修正
共-1-4	<p><b>1-1-2 J I S規格 52.</b>                      JIS規格とは、日本工業規格をいう。</p>	<p><b>1-1-2 J I S規格 53.</b>                      JIS規格とは、日本産業規格をいう。</p>	表記修正 JIS名称変更に伴う修正
共-1-4	<p><b>1-1-2 完成 53.</b>                      完成とは、受注者が契約図書に記載された工事を工期内に完成させ、長崎県建設工事執行規則に基づく<b>工事</b>完成通知書を通知した日をいう。</p>	<p><b>1-1-2 完成 54.</b>                      完成とは、受注者が契約図書に記載された工事を工期内に完成させ、長崎県建設工事執行規則に基づく<b>完成</b>通知書を通知した日をいう。</p>	表記修正 条文修正
共-1-5	<p><b>1-1-4 請負代金内訳書 1.</b>                      受注者は、契約書第3条第2項の規定により、工期の始期日から30日以内に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。</p>	<p><b>1-1-4 請負代金内訳書 1.</b>                      受注者は、契約書第3条第1項の規定により、工期の始期日から30日以内に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。</p>	表記修正
共-1-5	<p><b>1-1-6 施工計画書 1.</b>                      受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p><b>1-1-6 施工計画書 1.</b>                      受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前<b>又は施工方法が確定した時期</b>に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p>	条文修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-7	<p><b>1-1-12 工事の下請負 (3)</b> 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、<b>適正な額の請負代金</b>での下請契約の締結に努めなければならない。</p>	<p><b>1-1-12 工事の下請負 (3)</b> 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、<b>下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</b></p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-1-8	<p><b>1-1-15 受注者相互の協力</b></p>	<p><b>1-1-15 受発注者間の情報共有</b> 受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を<b>実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。</b></p>	条文追加
共-1-8	<p><b>1-1-15 受注者相互の協力</b></p>	<p><b>1-1-16 受注者相互の協力</b></p>	表記修正
共-1-8	<p><b>1-1-16 調査・試験に対する協力</b></p>	<p><b>1-1-17 調査・試験に対する協力</b></p>	表記修正
共-1-9	<p><b>1-1-17 工事の一時中止</b></p>	<p><b>1-1-18 工事の一時中止</b></p>	表記修正
共-1-9	<p><b>1-1-18 設計図書の変更</b></p>	<p><b>1-1-19 設計図書の変更</b></p>	表記修正
共-1-9	<p><b>1-1-19 工期変更</b></p>	<p><b>1-1-20 工期変更</b></p>	表記修正
共-1-10	<p><b>1-1-20 支給材料及び貸与品</b></p>	<p><b>1-1-21 支給材料及び貸与品</b></p>	表記修正
共-1-10	<p><b>1-1-21 工事現場発生品</b></p>	<p><b>1-1-22 工事現場発生品</b></p>	表記修正
共-1-12	<p><b>1-1-22 建設副産物</b> 9. 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-22 建設副産物2項の規定により適切に処理しなければならない。</p>	<p><b>1-1-23 建設副産物</b> 9. 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-23 建設副産物2項の規定により適切に処理しなければならない。</p>	表記修正 表記修正
共-1-12	<p><b>1-1-23 監督職員による検査（確認含む）及び立会等</b></p>	<p><b>1-1-24 監督職員による検査（確認含む）及び立会等</b></p>	表記修正
共-1-18	<p><b>1-1-24 出来形数量の算出</b></p>	<p><b>1-1-25 出来形数量の算出</b></p>	表記修正
共-1-18	<p><b>1-1-25 完成検査</b> 7. 受注者は、当該完成検査については、第1編1-1-23 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第2項の規定を準用する。</p>	<p><b>1-1-26 完成検査</b> 7. 受注者は、当該完成検査については、第1編1-1-24 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第2項の規定を準用する。</p>	表記修正 表記修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-18	<b>1-1-26 既済部分検査等</b> 2. 受注者は、契約書第39条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	<b>1-1-27 既済部分検査等</b> 2. 受注者は、契約書第39条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	表記修正 表記修正
共-1-19	5. 受注者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-23 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第2項の規定を準用する。	5. 受注者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-24 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第2項の規定を準用する。	表記修正
共-1-19	6. 受注者は、当該中間検査については、第1編1-1-23 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第2項の規定を準用する。	6. 受注者は、当該中間検査については、第1編1-1-24 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第2項の規定を準用する。	表記修正
共-1-19	<b>1-1-27 中間検査</b> 2. 完成検査、既済部分検査は、長崎県財務規則第119条の3の検査を実施するときに行うものとする。 6. 受注者は、当該中間検査については、第1編1-1-23 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第2項の規定を準用する。	<b>1-1-28 中間検査</b> 2. 完成検査、既済部分検査は、長崎県財務規則第119条第3項の検査を実施するときに行うものとする。 6. 受注者は、当該中間検査については、第1編1-1-24 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第2項の規定を準用する。	表記修正 表記修正 表記修正
共-1-19	<b>1-1-28 部分使用</b>	<b>1-1-29 部分使用</b>	表記修正
共-1-19	<b>1-1-29 施工管理</b>	<b>1-1-30 施工管理</b>	表記修正
共-1-20	<b>1-1-30 履行確認</b>	<b>1-1-31 履行確認</b>	表記修正
共-1-20	<b>1-1-31 使用人等の管理</b>	<b>1-1-32 使用人等の管理</b>	表記修正
共-1-20 共-1-20	<b>1-1-32 工事中の安全管理（一般事項） 1.</b> 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	<b>1-1-33 工事中の安全管理（一般事項） 1.</b> 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	表記修正 諸基準類の改定に伴う修正
共-1-20	<b>（施工の安全管理） 4.</b> 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	<b>（施工の安全管理） 4.</b> 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-22	<p><b>(標示板の設置) 17.</b> また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、新 改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達)、河川工事等の工事看板の取扱いについて(令和元年5月28日付け 国水環第10号・国水治第22号・国水保第5号・国水海第3号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達)によるものとする。</p>	<p><b>(標示板の設置) 17.</b> また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、新 改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達)、河川工事等の工事看板の取扱いについて(令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達)によるものとする。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-1-23	<p><b>(労働衛生協議会の設置) 23.</b> 監督職員が、労働安全衛生法(平成30年7月改正法律第78号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p>	<p><b>(労働衛生協議会の設置) 23.</b> 監督職員が、労働安全衛生法(令和元年6月改正法律第37号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-1-23	<p><b>(作業環境の管理) 26.</b> 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるように作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>	<p><b>(作業環境の管理) 26.</b> 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらに係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるように作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-1-23	<p><b>(交通の安全管理) 27.</b> なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。</p>	<p><b>(交通の安全管理) 27.</b> なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。</p>	表記修正
共-1-23	<p><b>(交通の安全管理) 30.</b> 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成29年4月21日改正内閣府・国土交通省令第3号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p><b>(交通の安全管理) 30.</b> 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第5号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-24	<p><b>(交通の安全管理) 40.</b> 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（平成30年1月4日改正政令第1号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成30年6月改正法律第41号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p><b>(交通の安全管理) 40.</b> 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-1-25	1-1-33 爆発及び火災の防止	1-1-34 爆発及び火災の防止	表記修正
共-1-25	1-1-34 後片付け	1-1-35 後片付け	表記修正
共-1-25	1-1-35 事故報告	1-1-36 事故報告	表記修正
共-1-26 共-1-26	<p>1-1-36 環境対策 6. 受注者はトンネル坑内作業において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス年基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）使用しなければならない。</p>	<p>1-1-37 環境対策 6. 受注者はトンネル坑内作業において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス年基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）使用しなければならない。</p>	<p>表記修正 諸基準類の改定に伴う修正</p>
共-1-28	1-1-37 文化財の保護	1-1-38 文化財の保護	表記修正
共-1-28	1-1-38 施設管理	1-1-39 施設管理	表記修正
共-1-28	<p>1-1-39 諸法令の遵守 (1) 長崎県財務規則（令和元年9月改正県規則17号） (2) 建設業法（平成29年6月改正 法律第45号） (5) 労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号） (6) 作業環境測定法（平成29年5月改正 法律第41号） (10) 健康保険法（平成30年7月改正 法律第79号） (11) 中小企業退職金共済法（平成29年6月改正 法律第45号） (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成30年7月改正 法律第71号） (13) 出入国管理及び難民認定法（平成30年7月改正 法律第71号） (15) 道路交通法（平成30年6月改正 法律第41号）</p>	<p>1-1-40 諸法令の遵守 (1) 長崎県財務規則（令和2年9月改正県規則41号） (2) 建設業法（令和元年6月改正 法律第37号） (5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号） (6) 作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号） (10) 健康保険法（令和元年5月改正 法律第9号） (11) 中小企業退職金共済法（令和元年5月改正 法律第16号） (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号） (13) 出入国管理及び難民認定法（平成30年12月改正 法律第102号） (15) 道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）</p>	<p>表記修正 諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正</p>



長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-33	1-1-46 保険の付保及び事故の補償	1-1-47 保険の付保及び事故の補償	表記修正
共-1-33	1-1-47 臨機の措置	1-1-48 臨機の措置	表記修正
共-1-33	1-1-48 海上起重作業船団の船団長	1-1-49 海上起重作業船団の船団長	表記修正
共-1-33	1-1-49 潜水作業従事者	1-1-50 潜水作業従事者	表記修正
共-1-37	1-1-50 現場技術者等の腕章着用	1-1-51 現場技術者等の腕章着用	表記修正
共-1-37	1-1-51 暴力団等による不当要求の排除対策	1-1-52 暴力団等による不当要求の排除対策	表記修正
共-1-38	1-1-52 再生資材の利用	1-1-53 再生資材の利用	表記修正
共-1-38	1-1-53 資材等の県内優先調達	1-1-54 資材等の県内優先調達	表記修正
共-1-39	1-1-54 下請人の県内優先活用	1-1-55 下請人の県内優先活用	表記修正
共-1-39	1-1-55 建設機械等に使用する燃料	1-1-56 建設機械等に使用する燃料	表記修正
共-1-39	1-1-56 ダンプトラック等による過積載等の防止	1-1-57 ダンプトラック等による過積載等の防止	表記修正
共-1-39	1-1-57 現道工事における交通処理対策	1-1-58 現道工事における交通処理対策	表記修正
共-1-43	1-1-58 用地境界杭の設置	1-1-59 用地境界杭の設置	表記修正
共-1-44	<p>1-1-59 情報共有システムの利用</p> <p>1. 受注者がASP方式の情報共有システムの使用を希望し、発注者が承諾した場合は、情報共有システムを使用することができる。</p> <p>2. 受注者は、システム利用申込手続きを行う前に、受発注者間で事前に相談した上で情報共有システムのシステム事業者を選択し、工事打合せ簿により発注者へ事前協議を行い、情報共有システム利用の承諾を得ること。事前協議には、事前協議チェックシートを添付すること。</p> <p>3. 情報共有システムのシステム利用登録や利用料支払等の手続きは受注者とシステム事業者が直接行うこと。</p> <p>4. 情報共有システムは完成検査時まで活用することで書類削減効果が期待できるため、受注者は、工事完成確認書を受領し関係書類の整理が完了するまでシステムからデータを複写することを想定し、システム契約期間の終期を設定すること。</p> <p>5. 情報共有システムで取り交わしを行う書類は、監督員に提出する工事関係書類全般を対象とし、個人情報などの非公表情報として取り扱う文書や契約担任者に提出する契約関係書類（社印を使用する文書）は対象としない。（例：未公表情報や地権者情報を含む図面類、契約書、現場代理人等決定通知書など。）また、マクロを含む電子ファイル（建設資材使用報告書等）は、情報共有システムを利用せずメールや電子媒体を使用して提出すること。</p> <p>6. 工事に関する文書協議を電子ファイルで行う際は、できるだけ情報共有システムの使用に努めること。</p> <p>7. 工事打合せ簿の様式について、情報共有システムで作成できる国の様式を使用することも可能とする。この場合は、事前協議時の工事打合せ簿に使用する様式を添付すること。</p>	<p>1-1-60 情報共有システムの利用</p> <p>1. 受注者がASP方式の情報共有システムの使用を希望した場合は、情報共有システムを使用することができる。情報共有システムの使用については「長崎県土木部における情報共有システム運用ガイドライン」による。</p>	<p>表記修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要																																																															
共-1-45	1-1-60 地盤情報の取扱について	1-1-61 地盤情報の取扱について	表記修正																																																															
共-2-10	<p>第2章 材料 第5節 骨材 2-5-3 アスファルト舗装用骨材 表2-12 修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 C B R %</th> <th>一軸圧縮 強 さ MPa</th> <th>単位容積 質 量 kg/l</th> <th>呈 色 判定試験</th> <th>水浸膨張比 %</th> <th>エージング 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>-</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間	MS	80以上	-	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上	CS	30以上	-	-	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上	<p>第2章 材料 第5節 骨材 2-5-3 アスファルト舗装用骨材 表2-12 修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 C B R %</th> <th>一軸圧縮 強 さ MPa</th> <th>単位容積 質 量 kg/L</th> <th>呈 色 判定試験</th> <th>水浸膨張比 %</th> <th>エージング 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>-</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>試験法</td> <td>E001</td> <td>E003</td> <td>A023</td> <td>E002</td> <td>E004</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間	MS	80以上	-	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上	CS	30以上	-	-	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上	試験法	E001	E003	A023	E002	E004	-	諸基準類の改定に伴う修正 (図表)
呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間																																																												
MS	80以上	-	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上																																																												
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上																																																												
CS	30以上	-	-	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上																																																												
呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間																																																												
MS	80以上	-	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上																																																												
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上																																																												
CS	30以上	-	-	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上																																																												
試験法	E001	E003	A023	E002	E004	-																																																												
共-2-20	<p>第8節 セメント及び混和材料 2-8-1 一般事項 7. 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</p>	<p>第8節 セメント及び混和材料 2-8-1 一般事項 7. 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。</p>	誤記修正																																																															
共-2-20	<p>2-8-1 一般事項 9. 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</p>	<p>2-8-1 一般事項 9. 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。</p>	誤記修正																																																															
共-2-29	<p>第10節 瀝青材料 2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成30年6月8日改正 政令第184号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、2-31、2-32の規格に適合するものとする。</p>	<p>第10節 瀝青材料 2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年6月改正 政令第19号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、2-31、2-32の規格に適合するものとする。</p>	諸基準類の改定に伴う修正																																																															
共-2-31	<p>第14節 道路標識及び区画線 2-14-1 道路標識（1）標示板</p>	<p>第14節 道路標識及び区画線 2-14-1 道路標識（1）標示板 JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材） JIS G 3136（建築構造用圧延鋼材）</p>	諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正																																																															

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																														
共-2-32	<p>表2-33 修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	<p>表2-33 修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	諸基準類の改定に伴う修正 (図表)
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																											
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																											
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																											
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																											
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																											
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																											
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																											
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																											
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																											
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																											
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																											
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																											
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																											
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																											
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																											
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																											
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																											
共-2-32	<p>表2-34 修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>8.0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	67	14	8.0	12	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3	<p>表2-34 修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>57</td> <td>14</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>54</td> <td>13</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	40°	110	70	16	8.0	16	20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	57	14	7.0	11	40°	95	54	13	7.0	11	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	諸基準類の改定に伴う修正 (図表)
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																											
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																											
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																											
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																											
	30°	100	67	14	8.0	12																																																																																																											
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6																																																																																																											
	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3																																																																																																											
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																											
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																											
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																											
	40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																											
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																											
	30°	100	57	14	7.0	11																																																																																																											
	40°	95	54	13	7.0	11																																																																																																											
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																											
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																											
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																											
共-3-1 共-3-1 共-3-2	<p><b>第3章 一般施工</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成28年3月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)</p>	<p><b>第3章 一般施工</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成31年3月) 国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年10月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正																																																																																																														
共-3-11	<p><b>第3節 共通的工種</b> <b>3-3-9 小型標識工 3.</b> 受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨(サンディング処理)シラックカーシナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性処理液)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに適な表面状態を保たなければならない。</p>	<p><b>第3節 共通的工種</b> <b>3-3-9 小型標識工 3.</b> 受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的に研磨(サンディング処理)シラックカーシナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性界面活性剤)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに適な表面状態を保たなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正																																																																																																														

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要																								
共-3-11	<p><b>3-3-9 小型標識工 5.</b> 受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。</p>	<p><b>3-3-9 小型標識工 5.</b> 受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。<b>印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。</b></p>	諸基準類の改定に伴う修正																								
共-3-11	<p><b>3-3-9 小型標識工 8.</b> 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、<b>5～10mm程度</b>重ね合わせなければならない。</p>	<p><b>3-3-9 小型標識工 8.</b> 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、<b>10mm以上</b>重ね合わせなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正																								
共-3-14	<p><b>3-3-14 桁製作工 1. (1) ①</b> 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。</p>	<p><b>3-3-14 桁製作工 1. (1) ①</b> 受注者は、工作に着手する前に<b>コンピュータによる原寸システム等により</b>、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。</p>	実態に合わせ修正																								
共-3-14	<p><b>3-3-14 桁製作工 1. (1) ②</b> 受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>3-3-14 桁製作工 1. (1) ②</b> 受注者は、<b>上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない</b>場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	実態に合わせ修正																								
共-3-31	<p><b>第4節 基礎工</b> <b>3-4-4 既製杭工 21 (7)</b> 表 3-13 修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm未満</td> <td>2mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>2mm \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm以上1016mm以下</td> <td>3mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>3mm \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mmを超え1524mm以下</td> <td>4mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>4mm \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容量	摘 要	700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2mm \times \pi$ 以下とする。	700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3mm \times \pi$ 以下とする。	1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4mm \times \pi$ 以下とする。	<p><b>第4節 基礎工</b> <b>3-4-4 既製杭工 21 (7)</b> 表 3-13 修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm未満</td> <td>2mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>2mm \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm以上1016mm以下</td> <td>3mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>3mm \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mmを超え2000mm以下</td> <td>4mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>4mm \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容量	摘 要	700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2mm \times \pi$ 以下とする。	700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3mm \times \pi$ 以下とする。	1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4mm \times \pi$ 以下とする。	諸基準類の改定に伴う修正
外 径	許容量	摘 要																									
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2mm \times \pi$ 以下とする。																									
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3mm \times \pi$ 以下とする。																									
1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4mm \times \pi$ 以下とする。																									
外 径	許容量	摘 要																									
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2mm \times \pi$ 以下とする。																									
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3mm \times \pi$ 以下とする。																									
1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4mm \times \pi$ 以下とする。																									
共-3-38	<p><b>3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工 11 (7)</b> 表 3-13 修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm未満</td> <td>2mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>2mm \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm以上1016mm以下</td> <td>3mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>3mm \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mmを超え1524mm以下</td> <td>4mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>4mm \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容量	摘 要	700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2mm \times \pi$ 以下とする。	700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3mm \times \pi$ 以下とする。	1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4mm \times \pi$ 以下とする。	<p><b>3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工 11 (7)</b> 表 3-14 修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm未満</td> <td>2mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>2mm \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm以上1016mm以下</td> <td>3mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>3mm \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mmを超え2000mm以下</td> <td>4mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>4mm \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容量	摘 要	700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2mm \times \pi$ 以下とする。	700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3mm \times \pi$ 以下とする。	1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4mm \times \pi$ 以下とする。	諸基準類の改定に伴う修正
外 径	許容量	摘 要																									
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2mm \times \pi$ 以下とする。																									
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3mm \times \pi$ 以下とする。																									
1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4mm \times \pi$ 以下とする。																									
外 径	許容量	摘 要																									
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2mm \times \pi$ 以下とする。																									
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3mm \times \pi$ 以下とする。																									
1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4mm \times \pi$ 以下とする。																									

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03.4.1)

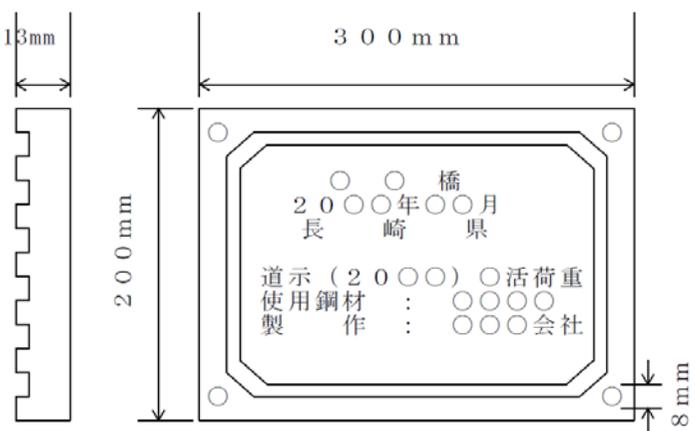
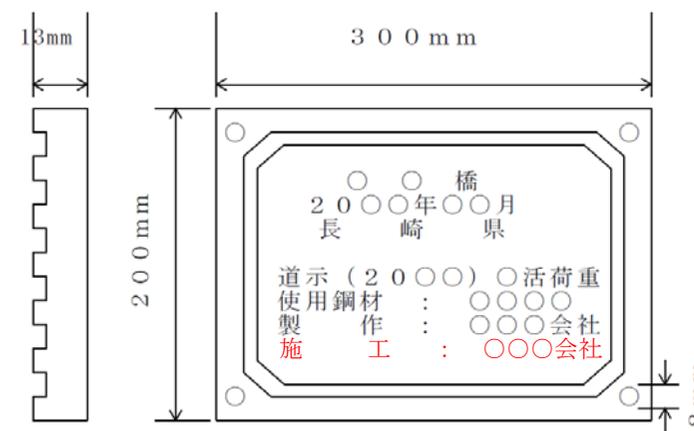
頁	改定前	改定後	摘要
共-3-50	<p><b>第6節 一般舗装工</b>  <b>3-6-5 アスファルト舗装工 3.(2)</b>                      受注者は、施工に先だって、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示される E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第6節 一般舗装工</b>  <b>3-6-5 アスファルト舗装工 3.(2)</b>                      受注者は、施工に先立って、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成31年3月）に示される E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-3-51	<p><b>3-6-5 アスファルト舗装工 3.(4)</b>                      受注者は、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示される F007 突固め試験方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>3-6-5 アスファルト舗装工 3.(4)</b>                      受注者は、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成31年3月）に示される F007 突固め試験方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-3-56	<p><b>3-6-6 コンクリート舗装工 3.(2)</b>                      受注者は、施工に先立って、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示される E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>3-6-6 コンクリート舗装工 3.(2)</b>                      受注者は、施工に先立って、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成31年3月）に示される E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
共-3-74	<p><b>第10節 仮設工</b>  <b>3-10-5 土留・仮締切工 3.</b>                      受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省 仮締切堤設置基準（案）の規定によらなければならない。</p>	<p><b>第10節 仮設工</b>  <b>3-10-5 土留・仮締切工 3.</b>                      受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、平成22年6月）の規定によらなければならない。</p>	誤記修正
共-4-3	<p><b>第4章 土工</b>  <b>第3節 共通土工</b>  <b>4-3-1 一般事項 6.</b>                      受注者は、建設発生土については、第1編1-1-21 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。</p>	<p><b>第4章 土工</b>  <b>第3節 共通土工</b>  <b>4-3-1 一般事項 6.</b>                      受注者は、建設発生土については、第1編1-1-23 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。</p>	軽微な修正
共-4-8	<p><b>4-5-1 一般事項 3.</b>                      なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説IV下部構造編7.9橋 台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工-盛土工指針4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。</p>	<p><b>4-5-1 一般事項 3.</b>                      なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（IV下部構造編）7.9橋 台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工-盛土工指針4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。</p>	軽微な修正

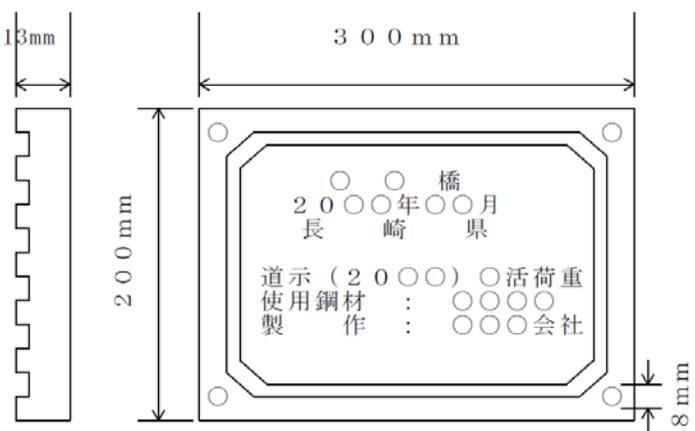
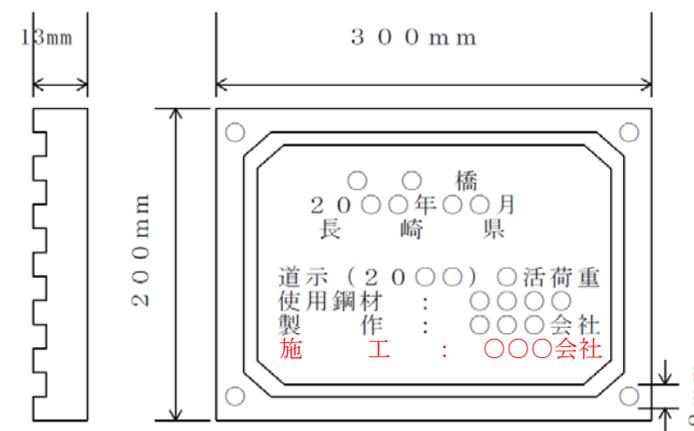
長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-2	<p><b>第5章 無筋・鉄筋コンクリート</b>  <b>第3節 レディーミクストコンクリート</b>  <b>5-3-2 工場の選定 1.</b>                      受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場（以下、JIS マーク表示認証工場））で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等（以下、品管監査合格工場等））から選定しなければならない。これ以外の場合は、本条2、3、4項の規定によるものとする。</p>	<p><b>第5章 無筋・鉄筋コンクリート</b>  <b>第3節 レディーミクストコンクリート</b>  <b>5-3-2 工場の選定 1.</b>                      受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場（以下、JIS マーク表示認証工場））で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等（以下、品管監査合格工場等））から選定しなければならない。これ以外の場合は、本条2、3、4項の規定によるものとする。</p>	<p>JIS名称変更に伴う修正</p>
共-5-13	<p><b>第7節 鉄筋工</b>  <b>5-7-5 継手 2.</b>                      なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11 土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p>	<p><b>第7節 鉄筋工</b>  <b>5-7-5 継手 2.</b>                      なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（土木学会、平成15年11月）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p>	<p>表記修正</p>
共-5-28	<p><b>第16節 コンクリートの耐久性向上対策</b>  <b>5-16-7 銘板工の設置</b>                      なお、重要構造物とは下記に示すもののほか監督職員が指示する構造物とする。また、銘板工の施工については、第6編第5章5-8-8 銘板工の規程によるものとする。</p>	<p><b>第16節 コンクリートの耐久性向上対策</b>  <b>5-16-7 銘板工の設置</b>                      なお、重要構造物とは下記に示すもののほか監督職員が指示する構造物とする。また、銘板工の施工については、第6編第5章5-12-8 銘板工の規程によるものとする。</p>	<p>表記修正</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要																								
河-1-4	<p>第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第5節 法覆護岸工 1-5-2 材料 (2) 表1-4 修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>25(ml/sec)/(1.8㎡)以下</td> <td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。</td> </tr> <tr> <td>引張り強さ</td> <td>11.8N/mm<sup>2</sup>以上 (1200kgf/m<sup>2</sup>以上)</td> <td>日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格値	試験方法	漏水量	25(ml/sec)/(1.8㎡)以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。	引張り強さ	11.8N/mm <sup>2</sup> 以上 (1200kgf/m <sup>2</sup> 以上)	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。	<p>第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第5節 法覆護岸工 1-5-2 材料 (2) 表1-4 修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>25(ml/sec)/(1.8㎡)以下</td> <td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。</td> </tr> <tr> <td>引張り強さ</td> <td>11.8N/mm<sup>2</sup>以上 (1200kgf/m<sup>2</sup>以上)</td> <td>日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格値	試験方法	漏水量	25(ml/sec)/(1.8㎡)以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。	引張り強さ	11.8N/mm <sup>2</sup> 以上 (1200kgf/m <sup>2</sup> 以上)	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。	J I S名称変更に伴う修正 (図表)
項目	規格値	試験方法																									
漏水量	25(ml/sec)/(1.8㎡)以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。																									
引張り強さ	11.8N/mm <sup>2</sup> 以上 (1200kgf/m <sup>2</sup> 以上)	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																									
摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																									
項目	規格値	試験方法																									
漏水量	25(ml/sec)/(1.8㎡)以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。																									
引張り強さ	11.8N/mm <sup>2</sup> 以上 (1200kgf/m <sup>2</sup> 以上)	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																									
摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																									
河-3-1	<p>第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省河川砂防技術基準 (案) 国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (平成29年3月)</p>	<p>第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省河川砂防技術基準 (令和元年7月) 国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和元年7月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正																								
河-4-1	<p>第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正																								
河-4-11	<p>第7節 鋼管理橋上部工 4-7-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第7節 鋼管理橋上部工 4-7-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正																								
河-4-19	<p>第9節 床版工 4-9-2 床版工 (11) 受注者は、工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-34 後片付け)を行わなければならない。</p>	<p>第9節 床版工 4-9-2 床版工 (11) 受注者は、工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-35 後片付け)を行わなければならない。</p>	表記修正																								

頁	改定前	改定後	摘要
河-4-21	<p>第10節 橋梁付属物工 (鋼管理橋) 4-10-8 銘板工 3. 図4-3 修正</p>  <p>* 板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p>	<p>第10節 橋梁付属物工 (鋼管理橋) 4-10-8 銘板工 3. 図4-3 修正</p>  <p>* 板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正 (図表)</p>
河-4-26	<p>第12節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋) 4-12-6 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第12節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋) 4-12-6 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>
河-4-27	<p>第13節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋) 4-13-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第13節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋) 4-13-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

頁	改定前	改定後	摘要
河-4-28	<p>第14節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋) 4-14-8 銘板工 図4-4 修正</p>  <p>*板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p>	<p>第14節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋) 4-14-8 銘板工 図4-4 修正</p>  <p>*板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正 (図表)</p>
河-4-29	<p>第16節 舗装工 4-16-1 一般事項 2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装調査・試験法便覧 (日本道路協会、平成19年6月) の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p>	<p>第16節 舗装工 4-16-1 一般事項 2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装調査・試験法便覧 (日本道路協会、平成31年3月) の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>
河-5-1	<p>第5章 堰 第1節 適用 5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書 (案)」 (国土交通省、平成29年3月) の規定によらなければならない。</p>	<p>第5章 堰 第1節 適用 5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書 (案)」 (国土交通省、令和元年7月) の規定によらなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>
河-5-1	<p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
河-5-11	<p><b>第8節 鋼管理橋上部工</b>  <b>5-8-10 支承工</b>                      受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第8節 鋼管理橋上部工</b>  <b>5-8-10 支承工</b>                      受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
河-5-13	<p><b>第13節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)</b>  <b>5-13-6 支承工</b>                      支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第13節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)</b>  <b>5-13-6 支承工</b>                      支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
河-5-14	<p><b>第14節 コンクリート管理橋上部工 (PCホラーズラブ橋)</b>  <b>5-14-3 支承工</b>                      支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第14節 コンクリート管理橋上部工 (PCホラーズラブ橋)</b>  <b>5-14-3 支承工</b>                      支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
河-5-15	<p><b>第13節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱橋)</b>  <b>5-15-3 支承工</b>                      支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第13節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱橋)</b>  <b>5-15-3 支承工</b>                      支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
河-7-4	<p><b>第7章 床止め・床固め</b>  <b>第5節 山留擁壁工</b>  <b>7-5-3 コンクリート擁壁工 1.</b>                      受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。</p>	<p><b>第7章 床止め・床固め</b>  <b>第5節 山留擁壁工</b>  <b>7-5-3 コンクリート擁壁工 1.</b>                      受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先立って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。</p>	軽微な修正
河-8-2	<p><b>第8章 河川維持</b>  <b>第4節 除草工</b>  <b>8-4-2 堤防除草工 1.</b>                      受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先(小段が兼用道路)より1mは草刈りをしない。</p>	<p><b>第8章 河川維持</b>  <b>第4節 除草工</b>  <b>8-4-2 堤防除草工 1.</b>                      受注者は、兼用道路区間について、<b>のり</b>肩及びのり先(小段が兼用道路)より1mは草刈りをしない。</p>	軽微な修正
河-8-2	<p><b>8-4-2 堤防除草工 2.</b>                      受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。</p>	<p><b>8-4-2 堤防除草工 2.</b>                      受注者は、補助刈り(機械除草に係わる人力による除草)等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。</p>	実態に合わせ修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03. 4. 1)

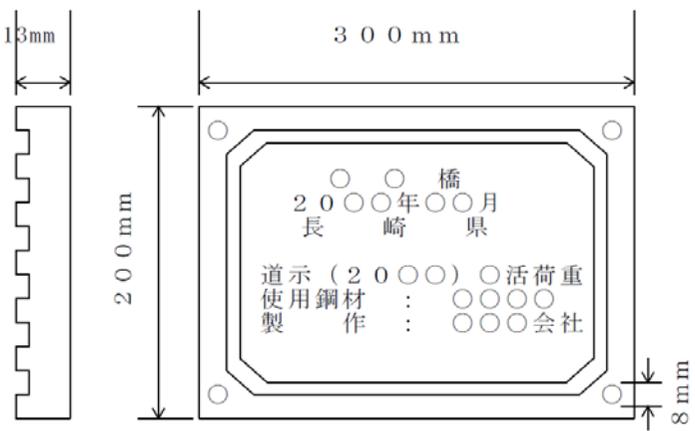
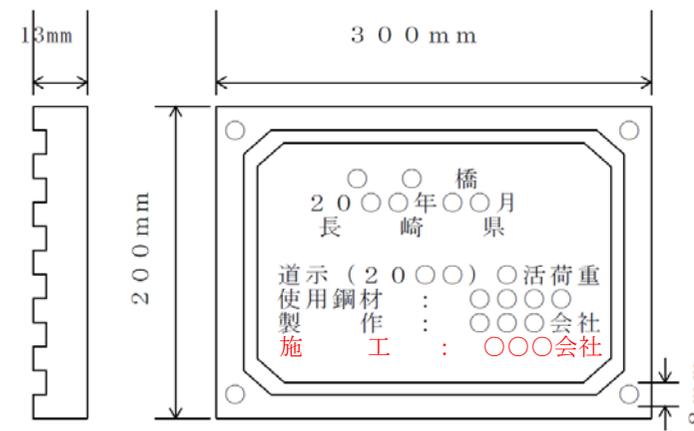
頁	改定前	改定後	摘要
河-8-2	<p>8-4-2 堤防除草工 4. 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。</p>	<p>8-4-2 堤防除草工 4. 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）に損傷を与えないよう施工しなければならない。</p>	実態に合わせ修正
河-8-2	<p>第6節 構造物補修工 8-6-2 材料 クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によるものとする。</p>	<p>第6節 構造物補修工 8-6-2 材料 クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によるものとする。</p>	実態に合わせ修正
海-1-7	<p>第3編 河川海岸編 第1章 築堤・護岸 第9節 カルバート工 1-9-1 一般事項 2. 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工-カルバート工指針7-1 基本方針、道路土工要綱 2-7 排水施設の施工の規定」（日本道路協会 平成 22年3月）によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第3編 河川海岸編 第1章 築堤・護岸 第9節 カルバート工 1-9-1 一般事項 2. 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工-カルバート工指針7-1 基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）、「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	誤記修正
砂-3-1	<p>第4編 砂防・地すべり・急傾斜編 第3章 斜面对策 第2節 適用すべき諸基準 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（平成19年9月）</p>	<p>第4編 砂防・地すべり・急傾斜編 第3章 斜面对策 第2節 適用すべき諸基準 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（令和元年6月）</p>	諸基準類の改定に伴う修
ダ-1-1	<p>第5編 ダム編 第1章 コンクリートダム 第3節 掘削工 1-3-3 過掘の処理 1. 受注者は、過掘のない様に施工しなければならない。</p>	<p>第5編 ダム編 第1章 コンクリートダム 第3節 掘削工 1-3-3 過掘の処理 1. 受注者は、過掘のないように施工しなければならない。</p>	軽微な修正
ダ-2-1	<p>第2章 フィルダム 第3節 掘削工 2-3-2 掘削分類 1. ただし、第5編 2-2-5 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。</p>	<p>第2章 フィルダム 第3節 掘削工 2-3-2 掘削分類 1. ただし、第5編 2-3-5 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。</p>	表記修正
ダ-2-2	<p>2-3-9 基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理 受注者は、以下の場合には監督職員の指示に従い、第5編 2-2-5 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。</p>	<p>2-3-9 基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理 受注者は、以下の場合には監督職員の指示に従い、第5編 2-3-5 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。</p>	表記修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-1-6	<p>第6編 道路編 第1章 道路改良 第7節 カルバート工 1-7-1 一般事項 4. (2)</p> <p>非破壊試験は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。</p>	<p>第6編 道路編 第1章 道路改良 第7節 カルバート工 1-7-1 一般事項 4. (2)</p> <p>非破壊試験は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p>	表記統一のため修正
道-2-1	<p>第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)</p>	<p>第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月) 国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年10月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正
道-2-2	<p>第3節 舗装工 2-3-1 一般事項 2.</p> <p>受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第3節 舗装工 2-3-1 一般事項 2.</p> <p>受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-2-3	<p>2-3-7 排水性舗装工 3.</p> <p>ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、第2編4-16-7表4-12の標準的性状を満足するものでなければならない。</p>	<p>2-3-7 排水性舗装工 3.</p> <p>ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、第2編4-16-7表4-13の標準的性状を満足するものでなければならない。</p>	表記修正
道-2-14	<p>第8節 標識工 2-8-1 一般事項 3.</p> <p>3. 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定第1編3-3-9小型標識工の規定、3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定3-10-5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識、標示業協会平成25年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第8節 標識工 2-8-1 一般事項 3.</p> <p>3. 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定第1編3-3-9小型標識工の規定、3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定3-10-5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識、標示業協会令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-2-14	<p>2-8-2 材料 4.</p> <p>4. 受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。</p>	<p>2-8-2 材料 4.</p> <p>受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一社)日本溶接協会規格WES7302と同一規格を参考に行うことが望ましい。</p>	諸基準類の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03. 4. 1)

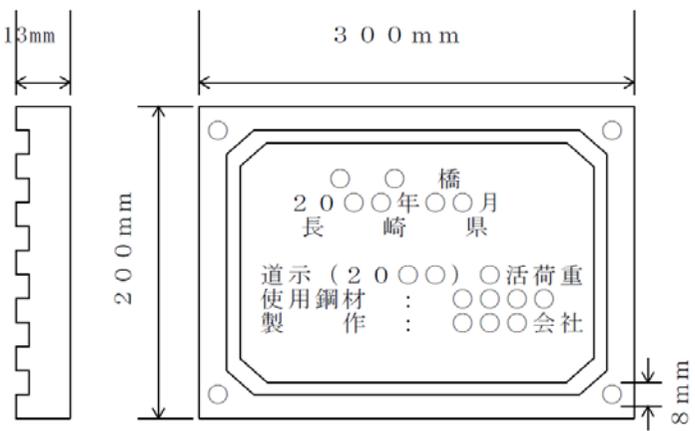
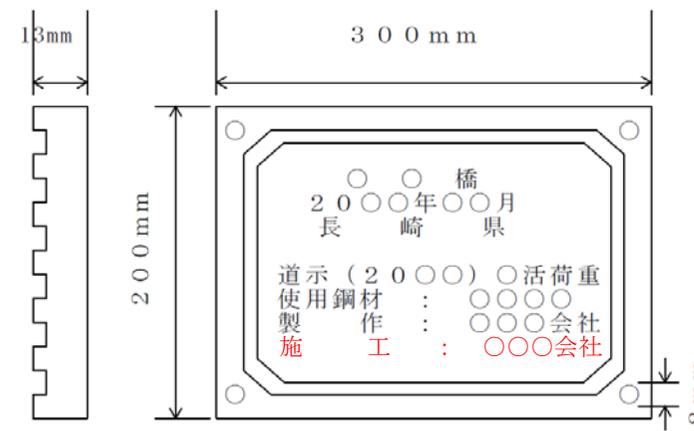
頁	改定前	改定後	摘要
道-2-14	<p>2-8-2 材 料 6.</p> <p>受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命 令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>2-8-2 材 料 6.</p> <p>受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命 令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省 令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-3-1	<p>第3章 橋梁下部</p> <p>第1節 適 用 4. (2)</p> <p>非破壊試験は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p>	<p>第3章 橋梁下部</p> <p>第1節 適 用 4. (2)</p> <p>非破壊試験は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p>	軽微な修正
道-3-1	<p>第1節 適 用 5. (2)</p> <p>微破壊・非破壊試験は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従い行わなければならない。</p>	<p>第1節 適 用 5. (2)</p> <p>微破壊・非破壊試験は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-3-1	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-3-4	<p>第4節 橋台工</p> <p>3-4-8 橋台躯体工 4.</p> <p>受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の 施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第4節 橋台工</p> <p>3-4-8 橋台躯体工 4.</p> <p>受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の 施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-3-6	<p>第6節 鋼製橋脚工</p> <p>3-6-9 橋脚フーチング工 6.</p> <p>受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の 施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第6節 鋼製橋脚工</p> <p>3-6-9 橋脚フーチング工 6.</p> <p>受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の 施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-4-1	<p>第4章 鋼橋上部</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>第4章 鋼橋上部</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-4-9	<p>第4節 鋼橋架設工</p> <p>4-4-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の 施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第4節 鋼橋架設工</p> <p>4-4-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の 施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正

頁	改定前	改定後	摘要
道-4-19	<p>第7節 橋梁付属物工 (鋼管理橋) 4-7-9 銘板工 3. 図4-3 修正</p>  <p>* 板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p>	<p>第7節 橋梁付属物工 (鋼管理橋) 4-7-9 銘板工 3. 図4-3 修正</p>  <p>* 板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p>	諸基準類の改定に伴う修正 (図表)
道-5-1	<p>第5章 コンクリート橋上部 第1節 適用 4. (2) 非破壊試験は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、「要領」という。)」 (国土交通省、平成30年10月) に従い行わなければならない。</p>	<p>第5章 コンクリート橋上部 第1節 適用 4. (2) 非破壊試験は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、「要領」という。)」 (国土交通省、平成30年10月) に従い行わなければならない。</p>	軽微な修正
道-5-1	<p>第1節 適用 5. (2) 微破壊・非破壊試験は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 (以下、「要領」という。)」 (国土交通省、平成24年3月) に従い行わなければならない。</p>	<p>第1節 適用 5. (2) 微破壊・非破壊試験は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 (以下、「要領」という。)」 (国土交通省、平成30年10月) に従い行わなければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-5-1 道-5-2	<p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 国土開発技術研究センタープレビーム合成げた橋設計施工指針 (平成9年7月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月) 国土開発技術研究センタープレビーム合成桁橋設計施工指針 (平成30年8月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正
道-5-7	<p>第4節 PC橋工 5-4-6 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」 (日本道路協会、平成16年4月) による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第4節 PC橋工 5-4-6 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」 (日本道路協会、平成31年2月) による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正

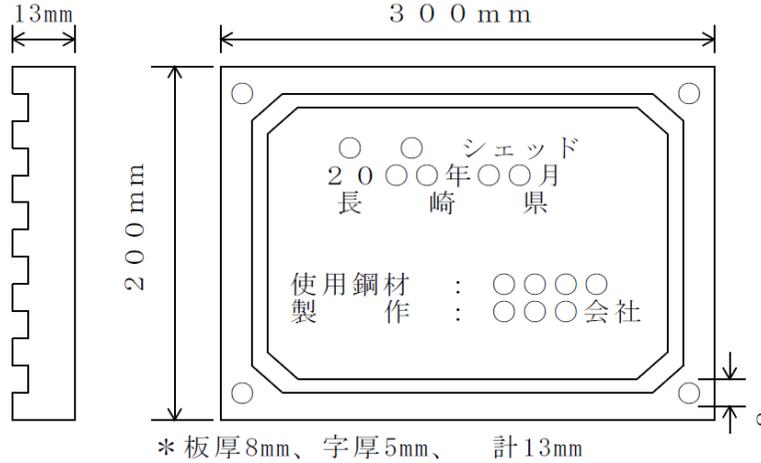
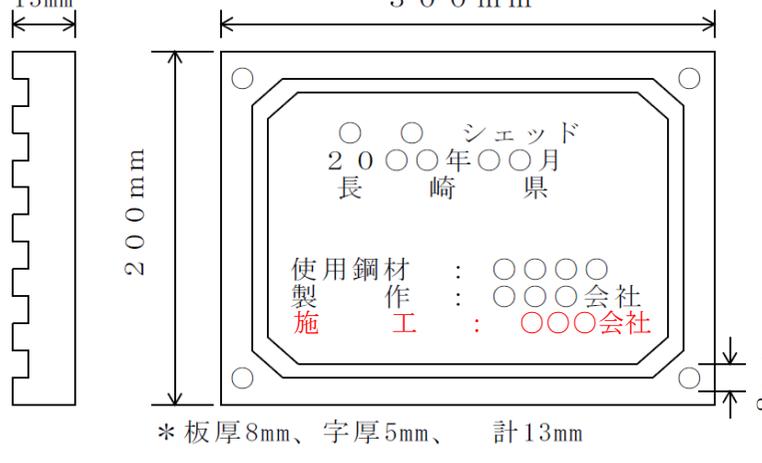
長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-5-9	<p>第5節 プレビーム桁橋工 5-5-2 プレビーム桁製作工 (現場) 2. (1) リリースを行うときの下フランジコンクリートの<b>圧縮強度</b>は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の<b>1.7倍以上</b>で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。</p>	<p>第5節 プレビーム桁橋工 5-5-2 プレビーム桁製作工 (現場) 2. (1) リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が<b>圧縮強度の0.6倍以下</b>で、かつ<b>圧縮強度</b>が設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-5-9	<p>5-5-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>5-5-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-5-11	<p>第6節 PCホロースラブ橋工 5-6-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第6節 PCホロースラブ橋工 5-6-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-5-12	<p>第7節 RCホロースラブ橋工 5-7-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第7節 RCホロースラブ橋工 5-7-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-5-13	<p>第9節 PC箱桁橋工 5-9-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第9節 PC箱桁橋工 5-9-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-5-15	<p>第10節 PC片持箱桁橋工 5-10-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第10節 PC片持箱桁橋工 5-10-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-5-17	<p>第12節 橋梁付属物工 5-12-8 銘板工 1. 図5-1 修正</p>  <p>*板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p>	<p>第12節 橋梁付属物工 5-12-8 銘板工 1. 図5-1 修正</p>  <p>*板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p>	諸基準類の改定に伴う修正 (図表)
道-6-2	<p>第6章 トンネル (NATM) 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10 建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和56年4月)</p>	<p>第6章 トンネル (NATM) 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 (平成31年3月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正
道-8-1	<p>第8章 コンクリートシェッド 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>第8章 コンクリートシェッド 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-8-3	<p>第4節 プレキャストシェッド上部工 8-4-3 架設工 2. 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の 施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、 監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第4節 プレキャストシェッド上部工 8-4-3 架設工 2. 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の 施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、 監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-9-1	<p>第9章 鋼製シェッド 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>第9章 鋼製シェッド 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-9-3	<p><b>第4節 鋼製シェッド下部工</b>  <b>9-4-6 受台工 5.</b>                      受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第4節 鋼製シェッド下部工</b>  <b>9-4-6 受台工 5.</b>                      受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-9-5	<p><b>第6節 シェッド付属物工</b>  <b>9-6-5 銘板工 1.</b>  <b>図9-1 修正</b></p> 	<p><b>第6節 シェッド付属物工</b>  <b>9-6-5 銘板工 1.</b>  <b>図9-1 修正</b></p> 	諸基準類の改定に伴う修正 (図表)
道-15-1	<p><b>第15章 道路維持</b>  <b>第1節 適用 5.</b>                      受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、第1編1-1-47の規定に基づき処置しなければならない。</p>	<p><b>第15章 道路維持</b>  <b>第1節 適用 5.</b>                      受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、第1編1-1-48の規定に基づき処置しなければならない。</p>	表記修正
	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-15-4	<p><b>第4節 舗装工</b>  <b>15-4-7 路上再生工 1. (2) ②</b>                      受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の「5-3再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。</p>	<p><b>第4節 舗装工</b>  <b>15-4-7 路上再生工 1. (2) ②</b>                      受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧 5-3再生路盤材料に関する試験」(日本道路協会、平成31年3月)に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。</p>	諸基準類の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-15-5	<p>15-4-7 路上再生工 1. (3)</p> <p>受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験 法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される G021 砂置換法による路床 の密度の測定方法により路上再生安定処理材料の大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>15-4-7 路上再生工 1. (3)</p> <p>受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験 法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される G021 砂置換法による路床 の密度の測定方法により路上再生安定処理材料の大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-15-10	<p>第7節 標識工</p> <p>15-7-2 材料 4.</p> <p>受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p>	<p>第7節 標識工</p> <p>15-7-2 材料 4.</p> <p>受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一社)日本溶接協会規格WES7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-15-11	<p>15-7-2 材料 6.</p> <p>受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>15-7-2 材料 6.</p> <p>受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省 令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-16-3	<p>第16章 雪 寒</p> <p>第3節 除雪工</p> <p>16-3-6 歩道除雪工 2.</p> <p>受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪 機安全対策指針(案)」を参考とするものとする。</p>	<p>第16章 雪 寒</p> <p>第3節 除雪工</p> <p>16-3-6 歩道除雪工 2.</p> <p>受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪 機安全対策指針(案)」(建設省、昭和63年10月)を参考とオスものレオス</p>	表記修正
道-17-1	<p>第17章 道路修繕</p> <p>第1節 適用 5.</p> <p>受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-47の規定に基づき処置しなければならない。</p>	<p>第17章 道路修繕</p> <p>第1節 適用 5.</p> <p>受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-48の規定に基づき処置しなければならない。</p>	表記修正
	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正
道-17-5	<p>第8節 標識工</p> <p>17-8-2 材料 4.</p> <p>受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p>	<p>第8節 標識工</p> <p>17-8-2 材料 4.</p> <p>受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一社)日本溶接協会規格WES7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。</p>	諸基準類の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-17-6	<p>17-8-2 材料 6.</p> <p>受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>17-8-2 材料 6.</p> <p>受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省 令和元年10月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
港-4-24	<p>第7編 港湾・漁港編 第4章 一般施工 第9節 本体工（場所打式） 4-9-2 場所打コンクリート工 1. 鉄筋の施工については、本編第3章第10節鉄筋工の規定によるものとする。 4-9-2 場所打コンクリート工 2. 型枠の施工については、本編第3章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。</p>	<p>第7編 港湾・漁港編 第4章 一般施工 第9節 本体工（場所打式） 4-9-2 場所打コンクリート工 1. 鉄筋の施工については、本編第3章第9節鉄筋工の規定によるものとする。 4-9-2 場所打コンクリート工 2. 型枠の施工については、本編第3章第10節型枠及び支保工の規定によるものとする。</p>	<p>表記修正 表記修正</p>
港-4-26	<p>第10節 本体工（捨石・捨ブロック式） 4-10-5 場所打コンクリート工 2. 型枠の施工については、本編第3章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。</p>	<p>第10節 本体工（捨石・捨ブロック式） 4-10-5 場所打コンクリート工 2. 型枠の施工については、本編第3章第10節型枠及び支保工の規定によるものとする。</p>	表記修正
港-4-36	<p>第15節 被覆・根固工 4-15-6 水中コンクリート工 水中コンクリート工の施工については、本編第3章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。 4-15-7 水中不分離性コンクリート工 水中不分離性コンクリート工の施工については、本編第3章第14節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。</p>	<p>第15節 被覆・根固工 4-15-6 水中コンクリート工 水中コンクリート工の施工については、本編第3章第11節水中コンクリートの規定によるものとする。 4-15-7 水中不分離性コンクリート工 水中不分離性コンクリート工の施工については、本編第3章第13節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。</p>	<p>表記修正 表記修正</p>
港-4-52	<p>第20節 埋立工 4-20-4 埋立工 1. (1) ポンプ土取の施工については、本章4-3-1、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。</p>	<p>第20節 埋立工 4-20-4 埋立工 1. (1) ポンプ土取の施工については、本章4-3-1、5. ポンプ浚渫の規定によるものとする。</p>	表記修正
港-4-53	<p>4-20-4 埋立工 2. (1) グラブ土取の施工については、本章4-3-1、2. グラブ浚渫の規定によるものとする。</p>	<p>4-20-4 埋立工 2. (1) グラブ土取の施工については、本章4-3-1、1. グラブ浚渫の規定によるものとする。</p>	表記修正
	<p>4-20-4 埋立工 3. (1) ガット土取の施工については、本章4-3-1、2. グラブ浚渫の規定によるものとする。</p>	<p>4-20-4 埋立工 3. (1) ガット土取の施工については、本章4-3-1、1. グラブ浚渫の規定によるものとする。</p>	表記修正
	<p>4-20-7 揚土埋立工 1. バージアンローダ揚土の施工については、本章4-4-3、1. バージアンローダ揚土の規定によるものとする。</p>	<p>4-20-7 揚土埋立工 1. バージアンローダ揚土の施工については、本章4-4-3、2. バージアンローダ揚土の規定によるものとする。</p>	表記修正
	<p>4-20-7 揚土埋立工 2. 空気圧送揚土の施工については、本章4-4-3、2. 空気圧送揚土の規定によるものとする。</p>	<p>4-20-7 揚土埋立工 2. 空気圧送揚土の施工については、本章4-4-3、3. 空気圧送揚土の規定によるものとする。</p>	表記修正
	<p>4-20-7 揚土埋立工 3. リクレーマ揚土の施工については、本章4-4-3、3. リクレーマ揚土の規定によるものとする。</p>	<p>4-20-7 揚土埋立工 3. リクレーマ揚土の施工については、本章4-4-3、4. リクレーマ揚土の規定によるものとする。</p>	表記修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (R03. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
港-4-53	<p><b>4-20-7 揚土埋立工 4.</b> バックホウ揚土の施工については、本章4-4-3、4. バックホウ揚土を適用するものとする。</p>	<p><b>4-20-7 揚土埋立工 4.</b> バックホウ揚土の施工については、本章4-4-3、5. バックホウ揚土を適用するものとする。</p>	表記修正
港-4-60	<p><b>第24節 維持補修工</b> <b>4-24-3 防食工</b> 防食工の施工については、本章4-17-5防食工の規定によるものとする。</p>	<p><b>第24節 維持補修工</b> <b>4-24-3 防食工</b> 防食工の施工については、本章4-17-6防食工の規定によるものとする。</p>	表記修正





